



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

令和元年 7 月号

代表
便り

ホーチミン・タイ 経済視察

3月決算も無事終了し、いよいよ閑散期に突入です(笑)。

仕事にも少し余裕があり、お誘い頂いたこともありまして、商工会議所主催の海外経済視察に行っていました。一般的に、海外視察って観光と少しの視察なんですよ、と思われがちですが、ガッチガチのパンパンの視察です。基本的な柱としては、大使館やジェットロといった公の組織での会合。そして日本から進出した各企業の視察。さらに人材不足解消のための実習生送り出し機関の視察。

皆さまそれぞれに目的があったようですが、私としては、送り出し機関の視察を中心においていました。

なぜか。税理士事務所の業務、特に会計においては、企業の永続を願う、主に守りに対してのサービスだと思っています。無駄金をなくし、安定した企業にする。そこが主眼です。

ただ、それで良いとは思っていません。もっと積極的に、経営者の方が攻めに行ったときに手助けになるサービスが出来ないか。弊社のお客様も、もうすぐ 1000 件を突破します。会社としてサービスをより強くしていくことが、今後も皆さまにとって満足いただける税理士事務所につながるのではないかと思います。

M&A 事業も同じ考え方からですが、人材不足に嘆く中小企業の経営者のために、送り出し機関や監理団体とのパイプをつくって、小さな経営者の方でも気軽に外国の方を雇用できるような、そんな役割が出来ないか。今回の視察をしたことで、解決への道を一步進めたと思います。



↑全体写真
(市長も同行されました！)



↑送り出し機関である ESUHAI 社
(実習生の皆さんの元気と礼儀正しさに感銘を受けました！)



↑タイ大使館前
(セキュリティがもの凄くしっかりしています。
この扉は二重扉！)



↑市場視察
(ジェットロの部屋に人数制限があり、
あふれた人達は真面目でない視察(笑))

視察や会合が毎日午後 8,9 時まで行われた後は、青年部の仲間とともに元気に夜の研修に行ったことも付け加えておきます。ちなみに載せられる写真はごさいません(笑)

本店 便り

文責：定

お知らせ

先月号の DR.tax でそれぞれ告知を致しましたが、7 月 20 日(土)に「第 3 回建設業セミナー」を、7 月 22 日(月)に「一日公庫」を開催いたします。

「建設業セミナー」の今回のテーマは、「建設業の融資審査はここが見られる！」です。融資担当者の話や代表税理士三上の経験をもとに、建設事業者の融資審査で見られやすいポイントを徹底解説致します！

「一日公庫」は、日本政策金融公庫の担当者と直接面談ができる貴重な機会なので、是非この機にご相談下さい。

ご興味のある方は、是非お問い合わせ下さい。



インター店 便り

文責：大脇

穴があったら入りたい…

こんにちは。いよいよ本格的な夏を迎えましたね。
梅雨も明けインター店周辺もますます緑…雑草も生い茂ってきました。

先日、スタッフ一丸となって事務所周辺の草むしりと落ち葉拾いを行っていたところ…「きゃー！」ズボツツ！！
まさかのマンホールの穴にはまってしまいました(;▽;) 言い訳をさせていただくと、マンホールに蓋は無く薄ーい木の板しか置いていなかったんですよ！

ケガはなかったものの…パンツスーツに穴が。スタッフにも大笑いされ、まさに「穴があったら入りたい」…。って入ったやないかいっ！

今回は幸いケガはなかったのですが、もしケガをしていた場合どうなるのでしょうか？
清掃は直接業務と関係ない作業ですが、作業をすることによって得られる利益は会社に帰属されると考えられます。たとえ清掃について会社が指揮命令をしていなくても、慣習として行われている場合は指揮命令をしているに等しく扱われ、「業務遂行性」「業務起因性」が認められ、業務災害と認定される可能性が高いです。

ただなにより、事故がないように危険な場所は確認し、事前に対策を行う等未然に防ぐことが大切ですね。



一日公庫開催のお知らせ

今年も、公庫担当者による融資相談会を 三上税理士法人 勝川本店 にて開催いたします。

7 月 22 日(月) 午後 1 時より 4 時まで (要予約)

上記時間でご来所が難しい場合は午前中の対応も可能ですのでご相談ください。

※詳細は今月号に同封されているチラシをご覧ください。

ご予約電話番号 **0120-974-830**



経営 情報

文責：宮澤

住宅ローン減税の控除期間、3 年延長へ

今年 10 月に予定されている消費税 10%への引き上げ後の住宅購入等を支援するため、消費税率 10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に入居した場合を対象に、住宅ローン減税の控除期間を 3 年間延長することとされ、消費税増税分(2%)相当額が還元されることになりました。

現行の控除期間 10 年が終了後、11 年目から 13 年目までの各年において、住宅借入金等特別税額控除額として控除が可能となります。

11 年～13 年目→次のいずれか低いほうの金額

- ・借入金年末残高(上限 4,000 万円)の 1%
- ・建物購入価格(上限 4,000 万円)の 2/3% (2%÷3 年)

※認定住宅の場合は借入金残高・建物購入価格の上限 5,000 万円



また、すまい給付金の拡充・給付額の引き上げも決定されております。

<参考> 国土交通省 報道・広報

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000134.html

7 月の税務



- | | |
|---|---------------------------|
| ・固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付 | 納付期限…7 月中において各自治体の条例で定める日 |
| ・源泉所得税納期の特例分(1 月～6 月分)の納付 | 納付期限…7 月 10 日(水) |
| ・6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 | 納付期限…7 月 10 日(水) |
| ・所得税の予定納税額の減額申請 | 申請期限…7 月 16 日(火) |
| ・5 月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) | 申告期限…7 月 31 日(水) |
| ・11 月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) | 申告期限…7 月 31 日(水) |
| ・所得税の予定納税額の納付(第 1 期分) | 納付期限…7 月 31 日(水) |

第 3 回建設業セミナー開催のお知らせ

毎回ご好評頂いている建設業セミナー、第 3 回を下記日程にて開催いたします。

【今回のテーマ：建設業の融資審査はここが見られる】

7 月 20 日(土) 18:00 受付開始

※ご参加にはお申し込みが必要です。詳細が記載されたチラシを先月号に同封しております。

お申し込みは電話・FAX にて受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



TEL : 0568-36-2022 / FAX : 0568-36-2039

行楽 日記

文責：矢舗

明治村

最近車を買って替えたので、運転の練習がてら、博物館明治村へ行ってきました。

ご存じの方も多いかと思いますが、愛知県犬山市にある明治村は、明治時代をコンセプトとしたテーマパーク、兼、野外博物館です。明治時代の西洋建築を中心とする建築物が日本各地から移築展示されており、広い敷地内には重要文化財も 11 棟あります。また、その頃の移動手段であった SL や市電に乗ることもでき、牛鍋やコロツケー（コロッケ）など当時の味を再現したグルメも楽しめるので、明治時代の文化を疑似体験することができます。

今回、村内では謎解きイベントが開催されていたので挑戦しました。キットを購入して、中に書かれた指示に従って謎を解き、村内のいろいろな場所を巡りながら手掛かりや答えを探します。難易度は、小学生でも OK なものを含めて 6 コースありました。

というわけで早速謎を解き始めるものの、この日は快晴で真夏のような暑さ！せっかくなのでじっくり見学したり食べたりしながら、と村内バスにも乗らずあちこち歩いていると、ほどなくして体力が限界に…。残念ながら、購入したキットを全てクリアするには至りませんでした。

謎解きの他にも、子供向けのカードがもらえる迷路のイベントがあったり、当時の衣装を着たり、ドラマや映画のロケ地を巡ってみたり、と、様々な楽しみかたができるようです。学生時代に社会見学で行ったっきり、という方も、大人の視点で見ると違った発見があるかもしれませんね。



無料経営相談実施中！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

7 月開催スケジュール(要予約)

7 月 9 日(火) 午前 10 時より 12 時まで

7 月 10 日(水) 午後 1 時より 5 時まで

7 月 16 日(火) 午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

■本店

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info